

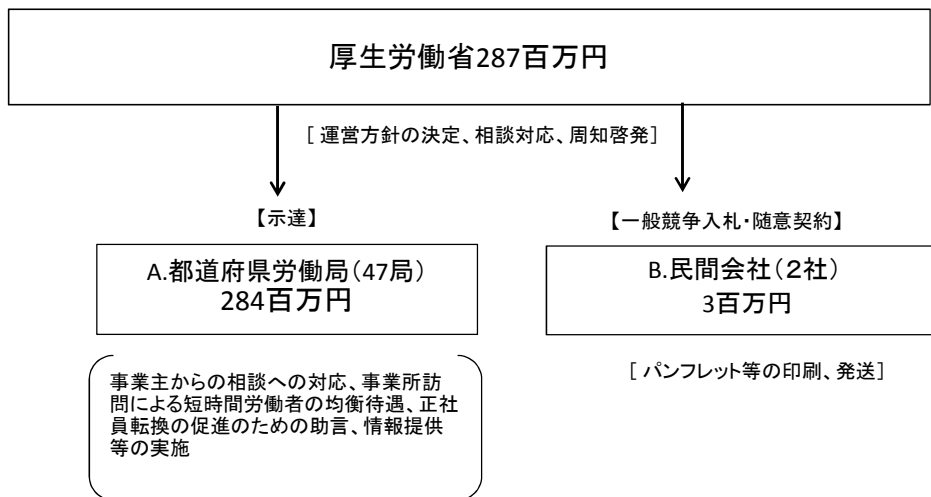
平成27年度行政事業レビューシート

(厚生労働省)

事業名	雇用均等指導員（均衡推進担当）事業（短時間労働者均衡待遇啓発事業）			担当部局	雇用均等・児童家庭局		作成責任者		
事業開始年度	平成19年度	事業終了（予定）年度	終了予定なし	担当課室	短時間・在宅労働課		短時間・在宅労働課長 宿里 明弘		
会計区分	労働保険特別会計労災勘定、労働保険特別会計雇用勘定			政策・施策名	Ⅲ-2-1 労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進すること Ⅵ-1-1 男女労働者の均等な機会と待遇の確保対策、仕事と家庭の両立支援、パートタイム労働者と正社員間の均等・均衡待遇等を推進すること				
根拠法令（具体的な条項も記載）	労働者災害補償保険法第29条第1項第3号 雇用保険法第62条第1項第5号			関係する計画、通知等	・「日本再生戦略」（平成24年7月31日閣議決定） ・「子ども・子育てビジョン」（平成22年1月29日閣議決定） ・第3次男女共同参画基本計画（平成22年12月17日閣議決定） ・社会保障・税一体改革大綱（平成24年2月17日閣議決定）				
主要政策・施策	高齢社会対策、少子化社会対策、男女共同参画、女性活躍、地方創生			主要経費	社会保障				
事業の目的（目指す姿を簡潔に。3行程度以内）	パートタイム労働者と正社員との均等・均衡待遇を確保する等、多様な就業ニーズに対応した就業環境を整備することを目的とする。								
事業概要（5行程度以内。別添可）	事業主等からの相談に適切に対応するとともに、個別に事業主を訪問し、パートタイム労働者の雇用管理の改善に当たり人事労務管理上発生する問題点等について専門的なアドバイスを行う雇用均等指導員（均衡推進担当）等を都道府県労働局に配置する。								
実施方法	直接実施								
予算額・執行額（単位：百万円）	予算の状況	当初予算	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度要求		
		補正予算	-	-	-	-	-		
		前年度から繰越し	-	-	-	-	-		
		翌年度へ繰越し	-	-	-	-	-		
		予備費等	-	-	-	-	-		
		計	231	293	305	306	317		
	執行額	197	255	287					
	執行率（%）	85%	87%	94%					
成果目標及び成果実績（アウトカム）	定量的な成果目標	成果指標	単位	24年度	25年度	26年度	目標最終年度		
	パートタイム労働法に規定する措置について、事業主に対し都道府県労働局が実施した助言・指導の結果、是正された割合90%以上	パートタイム労働法に規定する措置について、事業主に対し都道府県労働局が実施した助言・指導の結果、是正された割合	成果実績	事業所	98.5	98.6	98.7	32	年度
			目標値	%	90	90	90	90	
			達成度	%	109.4%	109.6%	109.6%		
活動指標及び活動実績（アウトプット）	活動指標	単位	24年度	25年度	26年度	27年度活動見込			
	・雇用均等指導員（均衡推進担当）が支援した事業所数（H24.25.26.27）	活動実績	事業所	6,518	7,820	7,710			
		当初見込み	事業所	4,848	6,518	6,518	7,000		
単位当たりコスト	算出根拠	単位	24年度	25年度	26年度	27年度見込			
	予算額(X)(※26年度は執行額) / 雇用均等指導員（均衡推進担当）が支援した事業所数(Y)	単位当たりコスト	円/事業所	30,224	32,609	37,224	43,714		
		計算式	X / Y	197百万円 / 6,518事業所	255百万円 / 7,820事業所	287百万円 / 7,710事業所	306百万円 / 7,000事業所		
平成27・28年度予算内訳（単位：百万円）	費目	27年度当初予算	28年度要求	主な増減理由					
	諸謝金	211	211	パートタイム労働法の実効性を確保し、パートタイム労働者の均等・均衡待遇の確保を図るため、事業主の取組を促進させる啓発資料の作成による増。					
	旅費	19	19						
	保険料	33	34						
	借料及び損料	13	13						
	印刷製本費	19	28						
	通信運搬費、雑役務費等	11	12						
	計	306	317						

事業所管部局による点検・改善					
項目			評価	評価に関する説明	
国費投入の必要性	事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。		○	パートタイム労働法の実効性を確保し、パートタイム労働者の均等・均衡待遇の確保を図るため、事業主等に対してパートタイム労働者と通常の労働者の均等・均衡待遇、正社員への転換についての相談、助言、情報提供などによる支援を実施するとともに、雇用均等指導員(均衡推進担当)等のアドバイス等により事業主の取組を促進する必要があることから、広く国民のニーズがあり、国費を投入しなければ事業目的が達成できない。	
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○	本事業はパートタイム労働法を踏まえたパートタイム労働者の雇用管理改善に対する事業主の自主的な取組を支援するものであり、国(労働局)が実施すべき事業である。	
	政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い事業か。		○	パートタイム労働法の実効性を確保する観点から、事業主等に対してパートタイム労働者と通常の労働者の均等・均衡待遇、正社員への転換についての相談、助言、情報提供などによる支援を実施するとともに、雇用均等指導員(均衡推進担当)等のアドバイス等により事業主の取組を促進することが必要であり、パートタイム労働者の均等・均衡待遇の確保を図るといふ政策目的達成に向けて、優先度の高い事業である。	
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		○	一部は一般競争入札で調達しており、その他は少額の随意契約で調達している。	
	受益者との負担関係は妥当であるか。		○	本事業は、事業主から徴収した労働保険料を財源に、パートタイム労働者の均等・均衡待遇の確保を図るため、雇用均等指導員(均衡推進担当)等のアドバイス等により労働保険適用事業主を支援するものであり妥当である。	
	単位当たりコスト等の水準は妥当か。		○	雇用均等指導員(均衡推進担当)が支援した1事業所当たりの額は、都道府県労働局から四半期毎に報告を受けて把握している指導員の活動状況を踏まえて、指導員のアドバイス等により事業主を支援するために適切な金額を算定している。	
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		-	-	
	費目・使途が事業目的に即真に必要なものに限定されているか。		○	本事業は、パートタイム労働者の均等・均衡待遇の確保を図る事業主を支援するための雇用均等指導員(均衡推進担当)等のアドバイス等に係る経費で構成されており、必要最低限のものとなっている。	
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載) その他コスト削減や効率化に向けた工夫は行われているか		-	-	
事業の有効性	成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか		○	目標値を上回っており見合ったものとなっている。	
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		○	パートタイム労働者の均等・均衡待遇の確保を図る事業主の取組を、専門的な知識や経験を有する雇用均等指導員(均衡推進担当)等の個別のアドバイス等により支援するものであり、成果目標を上回っているため、実効性は高い。	
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		○	当初見込みに見合った活動実績となっている。	
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		○	パートタイム労働法に関するパンフレットは、都道府県労働局において必要とする事業主等に適切に配付され、活用されている。	
関連事業	関連する事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		○	本事業は、事業主等に対し、パートタイム労働者と通常の労働者の均等・均衡待遇、正社員への転換についての相談、助言、情報提供等を行う雇用均等指導員(均衡推進担当)等に係る経費である。 一方、雇用均等コンサルタント事業は、職務分析・職務評価の導入に向けた事業主の取組を支援を行う雇用均等コンサルタントに係る経費である。	
	所管府省・部局名	事業番号	事業名		
	雇用均等・児童家庭局	411	雇用均等コンサルタント事業(短時間労働者均衡待遇啓発事業)		
点検・改善結果	点検結果	成果実績は毎年度の目標を上回っており、活動実績も毎年度当初見込みを上回っていることから、事業主等に対するパートタイム労働者と通常の労働者の均等・均衡待遇、正社員への転換についての相談、助言、情報提供などによる支援等、パートタイム労働法の実効性の確保という観点から、効果的に事業を実施できている。			
	改善の方向性	今後とも、パートタイム労働法の実効性を確保し、パートタイム労働者の均等・均衡待遇を確保するため、引き続き、高水準な成果目標及び活動指標を設定する。また、雇用均等指導員(均衡推進担当)の活動状況については、都道府県労働局から四半期毎に報告を受けて進捗状況を把握する。パンフレットの印刷は一般競争入札で行うことを原則とし、効率的な実施方法については、検討を行い、必要な見直しを図る。			
外部有識者の所見					
点検対象外					
行政事業レビュー推進チームの所見					
現 状 通	点検結果も妥当であり、引き続き、必要な予算額を確保し、適正な執行に努めること。				
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況					
現 状 通	-				
備考					
関連する過去のレビューシートの事業番号					
平成22年度	956	平成23年度	826	平成24年度	725
平成25年度	403	平成26年度	406		

※平成26年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。



資金の流れ
(資金の受け取り先が何をやっているかについて補足する)
(単位：百万円)

費目・使途 （「資金の流れ」においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。費目と使途の双方で実情が分かるように記載）	A.大阪労働局			E.		
	費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
	諸謝金	雇用均等指導員(均衡推進担当)等活動謝金	10.2			
	庁費	雇用均等指導員(均衡推進担当)等社会保険料等	2.5			
	旅費	雇用均等指導員(均衡推進担当)等活動旅費等	0.2			
	計		12.9	計		0
	B.株式会社昇寿堂			F.		
	費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
	印刷製本費	パンフレット等の印刷	2.1			
	計		2.1	計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	大阪労働局	事業主等からの相談に適切に対応するとともに、個別に事業主を訪問し、パートタイム労働者の雇用管理の改善に当たり人事労務管理上発生する問題点等について専門的なアドバイスを行う雇用均等指導員(均衡推進担当)等を都道府県労働局に配置する。	12.9	-	-
2	神奈川労働局	事業主等からの相談に適切に対応するとともに、個別に事業主を訪問し、パートタイム労働者の雇用管理の改善に当たり人事労務管理上発生する問題点等について専門的なアドバイスを行う雇用均等指導員(均衡推進担当)等を都道府県労働局に配置する。	11.1	-	-
3	愛知労働局	事業主等からの相談に適切に対応するとともに、個別に事業主を訪問し、パートタイム労働者の雇用管理の改善に当たり人事労務管理上発生する問題点等について専門的なアドバイスを行う雇用均等指導員(均衡推進担当)等を都道府県労働局に配置する。	11.1	-	-
4	東京労働局	事業主等からの相談に適切に対応するとともに、個別に事業主を訪問し、パートタイム労働者の雇用管理の改善に当たり人事労務管理上発生する問題点等について専門的なアドバイスを行う雇用均等指導員(均衡推進担当)等を都道府県労働局に配置する。	10.6	-	-
5	広島労働局	事業主等からの相談に適切に対応するとともに、個別に事業主を訪問し、パートタイム労働者の雇用管理の改善に当たり人事労務管理上発生する問題点等について専門的なアドバイスを行う雇用均等指導員(均衡推進担当)等を都道府県労働局に配置する。	10.4	-	-
6	兵庫労働局	事業主等からの相談に適切に対応するとともに、個別に事業主を訪問し、パートタイム労働者の雇用管理の改善に当たり人事労務管理上発生する問題点等について専門的なアドバイスを行う雇用均等指導員(均衡推進担当)等を都道府県労働局に配置する。	9.9	-	-
7	埼玉労働局	事業主等からの相談に適切に対応するとともに、個別に事業主を訪問し、パートタイム労働者の雇用管理の改善に当たり人事労務管理上発生する問題点等について専門的なアドバイスを行う雇用均等指導員(均衡推進担当)等を都道府県労働局に配置する。	9.5	-	-
8	千葉労働局	事業主等からの相談に適切に対応するとともに、個別に事業主を訪問し、パートタイム労働者の雇用管理の改善に当たり人事労務管理上発生する問題点等について専門的なアドバイスを行う雇用均等指導員(均衡推進担当)等を都道府県労働局に配置する。	9.2	-	-
9	北海道労働局	事業主等からの相談に適切に対応するとともに、個別に事業主を訪問し、パートタイム労働者の雇用管理の改善に当たり人事労務管理上発生する問題点等について専門的なアドバイスを行う雇用均等指導員(均衡推進担当)等を都道府県労働局に配置する。	8.4	-	-
10	福岡労働局	事業主等からの相談に適切に対応するとともに、個別に事業主を訪問し、パートタイム労働者の雇用管理の改善に当たり人事労務管理上発生する問題点等について専門的なアドバイスを行う雇用均等指導員(均衡推進担当)等を都道府県労働局に配置する。	8.1	-	-

B

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	(株)昇寿堂	パンフレット等の印刷	2.1	13	61.4%
2	サンテックサービス株式会社	パンフレット等の委託発送	0.4	随意契約	-
3					